

医療法人社団仁鷹会行動計画

女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」について、以下のとおり定める。

1.計画期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日までの5年間

2.内容

- 目標1：職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発
- 目標2：女性が活躍できる職場であることについての求職者に向けた積極的広報
- 目標3：女性の育児休業取得率を90%以上にする。

<取り組み内容>

- 令和3年4月1日～ 利用可能な両立支援制度を周知する。(育児・介護休業規程)
- 令和3年4月1日～ ホームページの職員募集欄に「女性の活躍に関する情報」を掲載する。
- 令和3年4月1日～ 育児休業制度を周知する。また、制度についての相談窓口を設置する。

以下、前回の一般事業主行動計画

1.計画期間 平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間

2.内容

目標1：男性・女性とも平均継続勤務年数を7年以上とする。

<取り組み内容>

- 就業規則（賃金・労働時間・休憩・休日）について内容を見直し、改訂する。
- 屋上を職員の休憩用に改装を始める。

前回の一般事業主行動計画の実績報告

	平成28年4月1日	令和3年2月27日	結果
男性の平均継続勤務年数	5.4年	7.2年	目標達成
女性の平均継続勤務年数	6.4年	9.0年	目標達成

※具体的な取り組み

①就業規則（賃金・労働時間・休憩・休日）の見直し

※拘束時間の短縮（休憩を90分から60分にし、30分早く帰宅できる体制を整備した）

②職員用の休憩室を増設

※老健棟屋上、5階病棟502号室、病院2階スタッフルームの3箇所に職員用の休憩スペースを増設した。